

うちは
もめない
はNG

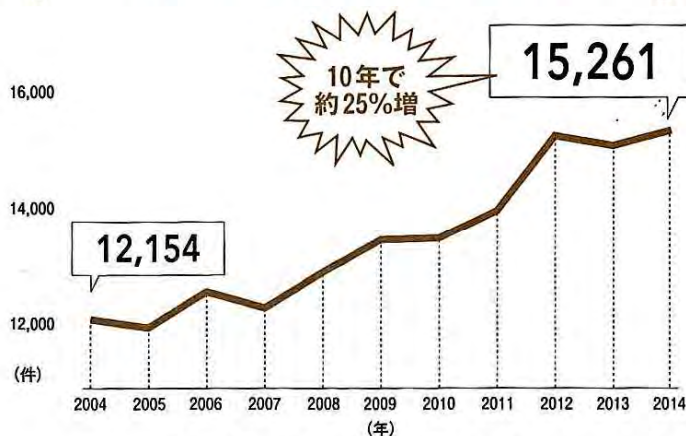
エクラ世代が考える 「親」からの相続

あとで
大丈夫
もNG

「実家にはあまり資産がない」「きょうだいみんな仲がいいから」と思っていると思われ落とし穴が！
実は相続でもめるのは、圧倒的にごく普通の家庭なんだそう。エクラ世代にとっては、親が
元気な今のうちこそ相続の考え時。いざというときに困らないよう、基本をしっかり学ぼう。

取材・文／浦上泰榮 イラスト／尾代ゆうこ

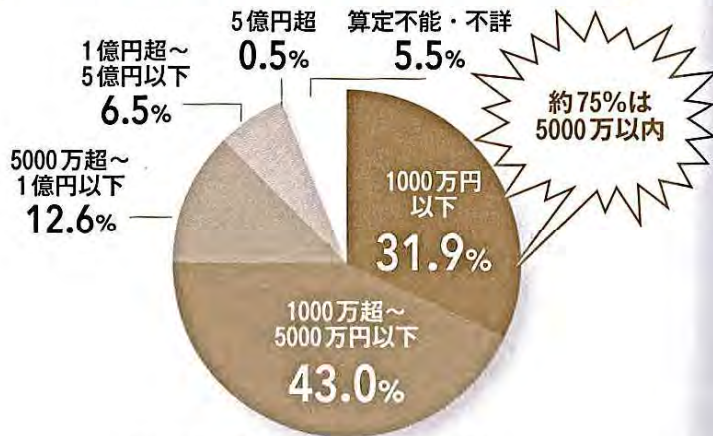
ここ10年で約25%増。
家裁での遺産分割調停も増加中！



「遺産分割に関する審判・調停の新受件数」
出典：平成26年度「司法統計」

家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割の調停および審判の件数は、平成26年度には15,261件と、10年前と比べると約25%も増えている。核家族化で親族が顔を合わせる機会が減り、関係も希薄化する中で、親族間の話し合いでは決着が付きにくくなった現状がうかがえる。「絶縁してもお金が欲しい」という考え方がトラブルのもとに。

相続問題はお金持ちの話ではなかった。
5000万以下が一番もめている！



「2014年1月～9月の遺産額別の調停などの成立件数」
出典：平成26年度「司法統計」

家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割争いを金額別に見ると、最も多いのが1000～5000万円以下で、5000万円以下で見ると全体の74.9%を占めている。「遺産トラブル」という大金持ちの問題とイメージしがちだが、相続税を払う必要のない、ごく普通の家庭のほうが実は相続に関するトラブルは発生している。

マンション 預貯金 生命保険 ローン
自宅 土地 宝石 株 ガル会員権 美術・骨董品 自動車
別荘



「相続」基本のき

株

「相続って親が決めてくれるものでしょ」と思っている人は危ない。受け継ぐ側のエクラ世代が知っておくべき基本をおさらい！

「実は遺産の分割でもめるのは資産家よりも、ごく普通の家庭なんです」と語るのは、相続コーディネーターとして活躍する曾根恵子さん。

良好なコミュニケーションが円満相続の秘訣

年々、裁判所に持ち込まれる相続のトラブルが増えている。ドラマのような「遺産争族」なんて大金持ちの家で起こること。うちの実家は財産がないから関係ない！とノンビリ構えていないだろうか？

「資産家の場合、相続税を払う義務が発生し、早くから専門家を交えて遺産分割の協議を行うので、あまりもめることがありません。一方、昨年の税制改正で状況は変わりましたが、資産が5000万円以下の家庭はほぼ納税の必要がなく、分割協議は親族だけで行うのが一般的です。共稼ぎの夫婦が増えて多忙な毎日の中、家族が集まって話をする機会が減った今の時代、いざ分割の協議になったときに、相手を思いやって言い分に耳を傾けることができず、

教えてくれたのは…



曾根恵子さん

そね けいこ ● 相続相談代表取締役。日本初の相続コーディネーターとして1万3000件の相続相談に対応。感情面、経済面に配慮した「オーダーメイド相続」を提案する。『相続に困ったら最初に読む本』ほか著書多数。

実家の「相続財産」、把握してますか？

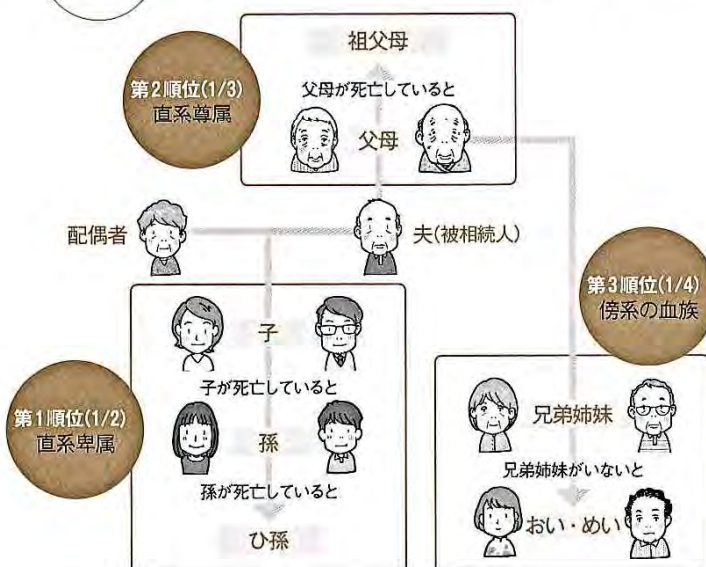
- ☐ 自宅
- ☐ 土地、ビル、別荘などの不動産
- ☐ 預貯金
- ☐ 借地権、借家権
- ☐ 株などの有価証券、会員権
- ☐ のべ棒など金資産
- ☐ 生命保険（一部控除あり）
- △ 家財道具一式
- △ 宝飾品、美術品
- △ 自動車（6年で減価償却扱い）
- ローン、借金
- 未払い賃料など

※■のマイナス財産も相続対象なので、合算が必要。△はよほどの高級品以外は非課税対象。

「財産をめぐって家族が争うのは悲しいことです。相続を円満に終わらせるためにも、日ごろから家族間のコミュニケーションを増やし、情報を共有することが大切です。実家にはどれくらいの財産があつて、両親はそれをどう使い、どう残そうと思っているのか。相続とは、子が親の気持ち、愛情を受け取ること。エクラ世代は、両親が元氣な今のうちから、そのお気持ちを確認することから始めてみましょう」

まず押さえない！

相続順位と相続比率の基本チャート



今回の「親からの相続」ではエクラ世代が「子」、父が「夫」、母が「配偶者」に当たると読み替えよう。相続人の範囲は配偶者と3つのグループに分けられる。配偶者以外にも相続人Aがいた場合、配偶者は「1-(Aが属するグループの法定相続分)」の遺産を相続できる。配偶者の相続分は、Aが第1順位の場合は1/2、第2順位の場合は2/3となる。異なる順位の親族が同時に相続人になることはないで、配偶者以外に子供がいれば、兄弟姉妹（＝エクラ世代のおじ・おばに相当）に相続権はない。そのため、相続トラブルは同じ順位内で起こりやすい。なお、法的に最低限の相続比率として「遺留分」が認められている。偏った遺言などによって相続人の権利が侵害されたとき「法定相続分×1/2」を請求できる。

平成27年1月から適用 相続税&贈与税はこう変わった！

相続税

1. 基礎控除額引き下げで納税者が増える！

15年からの基礎控除の4割減により、相続税の申告対象となる家庭が増加。都内の戸建てで現預金数千万の資産なら要注意。

基礎控除額改正後 4割減少！

3000万+600万×法定相続人数

改正前は…

5000万+1000万×法定相続人数

2. 不動産相続に有益な改正あり！

小規模宅地等の特例の改正

- ・居住用宅地 評価減額対象が240→330㎡にアップ
- ・居住スペースが異なる2世帯住宅も適用対象
- ・居住用宅地(330㎡)と事業用宅地(400㎡)が特例併用可に

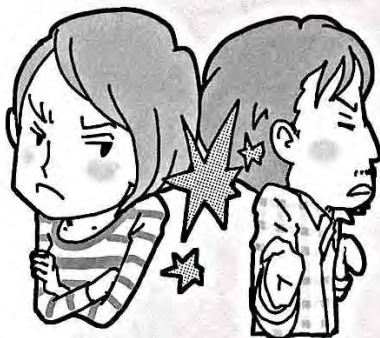
贈与税

・110万/年までの暦年贈与基礎控除額を超えた金額の一部に減税

超過金額1000万～1500万以下(課税額)は、50→45%に税率減！

・相続時精算課税制度の適用要件の見直し

贈与者の年齢が60歳以上に、20歳以上の「子」という受贈者様に「孫」も加わる。(※暦年贈与の併用不可)



やがては「争族」に発展！ 相続トラブルの理由は？

1 親の意思が不明確だった。

- 生前に相続の話は一度もなかった。
- 遺言書がない。
- 財産の全貌が不明。
- 遺言書が出てきても、相続人の「遺留分」を侵害しているなど内容に偏りがあるため無効。

2 相続の話がオープンでない。

- 被相続人と同居していた長男など、相続人のひとりが決めてしまう。
- 相続人の間で遺言書の内容を知っていた／知らなかったの差がある。
- 「この指輪はあなたに」など、口約束だけで終わっていた。

3 遺産が分けにくい事情がある。

- 人が住んでいる実家など、分けにくい不動産がある。
- 相続人が多い。
- 被相続人の家業を継いだ、介護をしたなどの「寄与分」や、過去に資金援助を受けたなどの「特別受益」をどう反映させるかがむずかしい。

4 家族関係に火種がある。

- 家父長的な長男がいて、権利を独占したがる。
- きょうだい仲が悪かったり、経済状況や既婚／独身など、境遇がちまちま。
- 離婚や再婚などを経て、家族関係が複雑。
- 相続人の配偶者が口を出す。

「理想の相続」を実現するにはどうすれば？

- 親の「将来の意向」と合わせて聞く。話はすべての相続人にオープンなカタチで。

→親と相続について話すときは、「介護」「実家」「お墓」のことなど、将来どうしたいかの流れの中で、話し合いはすべての相続人にオープンにし、誰も疑心暗鬼に陥ることがないように心がけたい。

- 相続人は誰か、相続財産に何があり、評価額はどの程度かをはっきりさせる。

→これによって相続税の課税対象かを事前に確認。納税および節税対策には、全相続人の協力が必要。

- 均等配分を基本にし、分割が偏る場合は理由と遺留分の確保に努める。

→話し合いの結果と被相続人の意思を遺言書のかたちで残す。過去のことや個人事情を持ち込まないのが吉。



皆の意思を反映した「遺言書」でトラブル回避

とはいえ、親に「私はどれくらい遺産をもらえるの？」なんて、直接的に質問するのはNG！

「介護が必要になったら両親はどうしたいのか、というテーマから始めるといいでしょう。今住んでいる家はどのようなのか？ 介護施設に移るのか？ その費用は？ という話をするうちに、自然と実家の資産についても話題がおよぶようになります。相続について親子、それぞれの思いを語り合い、今後の方針について家族全員で相談しましょう。そこで遺産額とその内容についても明らかにするといいですね。というのは、昨年の税制改正によって相続税の基礎控除が縮小したため、相続税の申告が必要になる家庭が増えていきます。もし、相続税支払いの義務が生じるとわかれば、早めに節税対策に取り組むことができますから」

遺産相続について親子で納得のいく話し合いができれば、それを遺言書に残すのがベストだという。

「遺言が残っていればこの争いは避けられたのに……、というケースは少なくありません。言葉だけでなく書面にすること、できれば文言に不備がないように公証役場で公正証書にすることをおすすめします。財産の額にもよりますが、10～20万円程度の費用で作成できます。遺言書を作ったら、その内容を家族で確認すること。内容を知らない相続人がいると、家族の間に疑心暗鬼を生むことがあるからです」

上にまとめたようにもめるきっかけは多いものだが、円満相続に向けて努

もっと知りたい相続のこと。相談するなら、どこ？

意外にも相続の相談にのってくれるところは少ない。税務署は土地の「路線価」などの情報や相続税の申告手続きについては問い合わせれば答えてくれるが、個別の相続事情の相談は、また別話。自ら情報を得ていくことが大切！

準備編 本やセミナーで、知識を得る

まずは相続の全体像をつかもう。相続コーディネーターのセミナーも増えているので、参加するのも手。遺産額や相続人の把握、相続納税の知識や、遺言書の要件などは押さえておきたい。

Step 1 民間コーディネーターや信託銀行

相続手続きを進めたいなら、遺産相続の調整や取りまとめを行うコーディネーターか、「遺言執行者」というかたちで遺産分割を行う信託銀行に相談を。コーディネーターは遺産分割や節税のアイデアが豊富。

Step 2 税理士

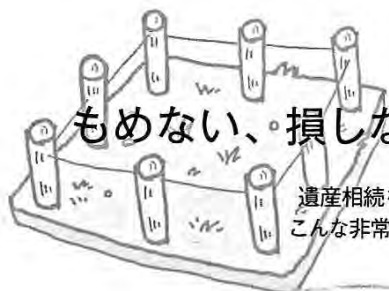
節税方法なども含めて「遺産相続に強い税理士」は意外に少ないのが現状。しかし、申告漏れや追徴課税を避けるためにも、申告手続きについては専門家に相談したほうが安心だ。

Step 3 弁護士、家庭裁判所

こちらへの相談はもめてどうしようもない場合のみ。弁護士は調停役ではなく、相談人にとって有利な条件の相続を実現するのが仕事なので、家族間の関係修復が不可能になることもある。



力しよう。エクラ世代が被相続人になるのはまだまだ先の話だが、これから増えそうなのは、子供がいない夫婦や、離婚し血縁関係が複雑になった家庭の相続問題。この場合も、相続人の優先順位や割合をあらかじめチェックしておけば対策ができるはずだ。



もめない、損しないための 相続問題ケーススタディ

遺産相続をきっかけに争いが起こり、きょうだい同士が絶縁したり、節税対策を実施できない……。こんな非常事態が起きないように、相続で起こりがちなトラブルと節税対策をケーススタディで紹介。

case.1

財産のほとんどが 不動産で、分けにくい！

現金と違って均等に分けるのがむずかしいため、遺産のほとんどが不動産だとトラブルを招きやすい。A家の場合、①自宅を売却した代金を預金と合わせて均等に分ける、②自宅をふたりの共同名義にする、などの相続方法が考えられるが、②は売却、または担保にしたいと思っても、共有名義者全員の同意が必要になり、のちにもめる危険性がある。A家では賃貸住宅で暮らす長男が「自宅で生活したい」と希望したため、自宅の家と土地は長男が相続、預金は次男が相続。そのうえで全体の半分になるよう長男が次男に現金を支払った。

A家	
被相続人／父(母は他界)	相続人／長男、次男
遺言書なし。長男、次男とも既婚。長男は賃貸、次男は持ち家暮らし。	
財産	
自宅	3200万円
預金	800万円
※相続税はかからない	



争いが長引くと節税の機会を逃すケースもある！
相続トラブルに多いのは、遺言書がなく、相続人同士で遺産分割協議を行って泥沼に陥るケース。
「協議が長引いて、故人名義のまま土地や家屋が長い間放置され、売却や賃貸活用ができない例も決して少なくありません。また、配偶者の税額軽減の特例を受けるには、原則として相続税の申告期限(被相続人の死後10カ月)までに遺産分割が整い、配偶者が相続する財産が確定している必要があります。相続税の観点からも、分割協議はできるだけ速やかに行いましょう」
信頼できる身内の人間や相続コーディネーターのような第三者に調整役を

頼む方法もある。
「調整役も交えて話し合いのテーブルにいたら、感情的にならずに自分の気持ちを伝え、相手の言い分も根気よく聞く姿勢が必要です。次女だけ留学したなどの過去の事情や、子供が多いといった現在の家庭の状況を持ち出さないことも大事です」
無事に合意できたら、分割協議書に内容をまとめておく。文言の不備を避けるには、司法書士や行政書士に頼む手もあり。
「税制の改正で、相続税の申告が必要な家庭が増えています。両親が元気なうちにできる節税対策についても、家族で話し合っておきましょう」
ここにあげたトラブル＆節税の6つの例に学び、早めの相続対策を。

case.3

老年で再婚した父。 後妻と子供たちの相続割合は？

妻の病死から2年たって後妻を迎えたC家の父は67歳。子供たちは相続のことが気になっている。この場合、後妻は結婚期間の長短にかかわらず法定割合(=財産の1/2)を受け取る権利があるが、財産形成に貢献したのは前妻なので、子供に不満が出やすい。まずは父を含めて全員で話し合い、遺言書を作るのがベスト。遺言書がないまま亡くなったら、後妻とふたりの子供全員の合意のうえで、分割協議する。実家を残す子供たちに現預金は法定割合で分けたり、反対に、法定割合で遺産分割して実家は後妻が相続。死後は長男に戻してもらうよう後妻に遺言を残してもらうの手。

C家	
被相続人／父(母は他界)	推定相続人／長女、長男
長女、長男とも結婚して別世帯を設けている。	
財産	
自宅	3000万円
預金・有価証券	1000万円
※相続税はかからない	



case.2

きょうだいが 介護負担を認めない

民法では、被相続人のために多くの貢献をした人物に対して、それに応じた金額を法定相続分にプラスすることが認められている。この「寄与分」の評価は相続人同士の話し合いがもとなるため、そこで争いが生じることも。ベストなのは、親が元気なうちに、介護の役割分担について家族全員で話し合い、介護に貢献したきょうだいの寄与分をどうするか決めて、遺言書に残してもらうこと。介護の状況や時間、かかった費用を記録に残し、親の生前からきょうだいと情報を共有しておくといよい。家庭裁判所での調停にもつれ込んだ場合にも役に立つはずだ。



B家	
被相続人／父(母は他界)	相続人／長女、長男、次女
長女は独身で父と同居。長男と次女は結婚して別世帯を設けている。	
財産	
自宅	2800万円
預金	1500万円
※相続税はかからない	

case.5

名義預金は相続対象！ 正しい生前贈与とは？

E家	
被相続人／母(父は他界)	相続人／長女、長男
長女、長男とも結婚して別世帯を設けている。	
財産	
自宅	6500万円
預金	2000万円(ほかに500万円)
※相続税申告が必要、特例で納税はなし	

お金を残したい家族の名義で口座を開き、預金や積立などを行うことを名義預金という。口座の名義が相続人になっているから相続対象ではないと思いきや、次のような場合は、故人の財産と見なされる。①通帳や届出印を名義人に渡していない。②口座の名義人が預貯金を自由に引き出して利用できない。E家の場合も、長女名義の口座だったが、通帳や届出印を母が保管。相続税の申告後に指摘されたため、申告漏れとなり、延滞・追徴課税を支払うことに。生前贈与の非課税枠(年間110万円まで)を利用して、生前から現金を渡す(毎回、贈与契約書を残すこと!)ほうが得策だ。



case.4

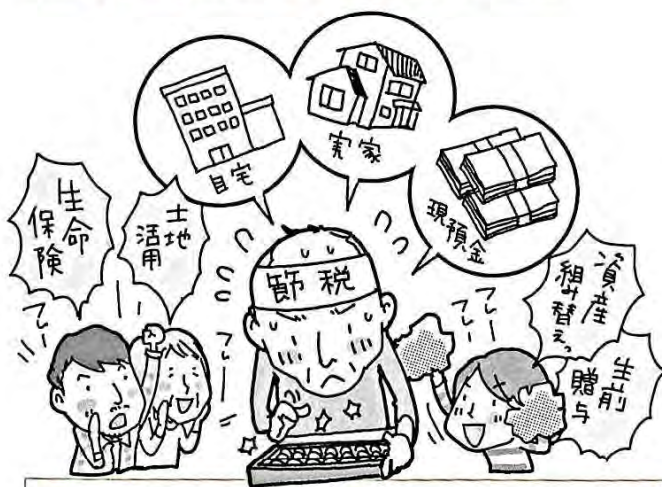
控除があるからと、 相続を母任せにすると損！

配偶者の相続にはさまざまな特例や税額の軽減があるため、一次相続(配偶者がいる相続)では、よほどの資産家でないかぎり、相続税を払わずにすむ場合が多い。一方、二次相続(子供の相続)では、特例が限られ、相続人の数が少ないと税金の支払いに苦労するケースも。「面倒だから」「面倒だから」と一次相続を母任せにすると二次相続で納税額が膨らむことになる。資産減は考慮しない単純計算で、一次相続で母100%、長男0%の相続の場合は、二次相続で長男が納める相続税は2860万円。一次相続で1/2ずつに分けて、二次相続する場合は長男が納める相続税は920万+580万で1500万円と大きく節税できる。

D家	
被相続人／父	相続人／母、長男
長男は結婚して賃貸暮らし。	
遺産	
自宅	7000万円
預金	8000万円
※相続税の申告・納税が必要	

Special

資産の種類が多いので、 節税方法をたくさん知りたい！



F家	
被相続人／父	推定相続人／母、長男、長女
長男、長女ともに結婚して子供を設け、近隣に住居を構えている。	
財産	
自宅	7000万円
実家(空き家)	5000万円
預金・有価証券	8000万円
予想される相続税の額 2700万円	

現金と不動産を合わせると2億円の資産があるF家。現状のままでは支払う相続税が2700万円になることが予想され、父親が元気なうちに相続対策に取り組むことに。

①夫婦間での居住用不動産の贈与

婚姻期間が20年以上あれば、配偶者に対して居住用不動産を2000万円まで無税で贈与できる。F家の父は、贈与税の基礎控除を合わせた2110万円の不動産を妻に贈与することに。

②死亡保険の非課税枠の活用

死亡保険金には500万円×法定相続人数の非課税枠が設けられている。そこで父親が1500万円の保険料を一時払いし、妻・長男・長女を受取人にして死亡保険に加入。受け取る金額が非課税枠内なので節税効果は高い。

③資産の組み替え

誰も住んでいない実家を売却し、その代金5000万円で区分所有マンションを購入。賃貸不動産の場合、土地は路線価で評価され、貸家建付地評価となり、建物は固定資産税評価となり、さらに貸家評価によって購入価格の30%以下で評価されるため、3500万円の評価減となる。

④資産組み替え

預金で賃貸不動産を購入。現金に対しては評価減の要素がないため、預金と有価証券を売却して2500万円の区分所有マンションを2室購入。※賃貸不動産は評価額が下がるため、2室で3500万円の評価減ができた。

①から④の対策を実施した結果は？

対策前の相続税予想額 2700万円

↓
節税対策後の相続税予想額 538万円
節税額は2162万円に！